

プレスリリース

平成16年9月29日
農林水産省生産局

食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会
第4回産地・経営小委員会の概要について

下記のとおり、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会第4回産地・経営小委員会が開催されました。

記

- 1 日時 平成16年9月28日（火） 9：55～12：00
- 2 場所 日本郵政公社本社2階 農林水産省共用会議室A～C
（東京都千代田区霞が関1-3-2）
- 3 出席者
委員等：別紙のとおり
事務局：竹原果樹花き課長、米野果実需給調整官、西嶋課長補佐（需給調整班）、緒方課長補佐（果樹生産班）等
- 4 配付資料：別紙のとおり
※なお、配付資料につきましては、農水省HPに掲載しており、また閲覧用として報道室に置いてあります。

5 議事概要

(1) 今後の検討内容及びスケジュール

今後の検討内容及びスケジュールについて、資料4「果樹部会における今後の検討」及び資料5「12月までのスケジュール（予定）」について、確認を行った。

なお、事務局より今後の小委員会の議論において、企画部会における全体の議論との整合や果樹部会との連携が必要であり、適宜対応していく旨について了解された。

(2) 果樹農業者の現状と今後の方向

- ・ 販売主業農家の経営面積を平成27年に現状規模の2倍という推計は、現状を考えると実現困難ではないか。規模拡大に当たって、既存園地を手に入れるか、新植して新たな品目を取り入れるかについて、地域の実情に応じて柔軟に対応すべきではないか。
- ・ 60才代がリタイアしても、後継者である30～40代が就農するので、試算（60代までの販売主業農家：平成27年に40千人）ほど単純に減少しないものの、新規就農数もそれほど多く見込めず、全体を考慮すれば試算に近い数字まで減少する可能性があるのではないか。

- ・ 果樹産地構造改革計画の中に、将来を見据えた園内道整備や具体的に担い手への園地集積の手法も書き込んだ土地利用計画を盛り込むべきであり、それを前提とした園地の確保や規模拡大、担い手への集積を考えていくべきではないか。
- ・ 農業経営者数や栽培面積に占める60才代のシェアが大きく、この60才代も担い手として考える必要があるのではないか。
60才以上では、経営改善計画を出しても認定が困難な場合もあり、後継者の有無にかかわらず、60才代を担い手とする上で、認定農業者制度と整合性をとりながら、このような年代への支援策が必要ではないか。
- ・ 収穫作業等の労働力が軽減できないことから、果樹農業従事者は70才が限界と考えられる。今後、作業受託組織による植栽や収穫作業だけではなく、産地全体の労働力確保が必要であり、規模拡大のために労働力不足等の解決を講ずるとともに、経営指標の中でも配慮することが必要ではないか。
- ・ 園地の不十分な管理による病害虫等の発生等により、周辺の農家に迷惑をかけないように、防除等の園地管理を行っている農家も少なくなく、そのような園地が管理できなくなると廃園になっている。高齢者においては、軽労働で園地管理が可能となるような技術開発や作業支援策が必要であり、それをうまく担い手農家への流動化につなげていくべきではないか。
- ・ 新規就農において、農家の子弟から就農する場合と他産業から就農する場合があるが、それぞれに応じたきめ細かな支援を検討すべきではないか。

(3) 果樹園経営の基本的指標

- ・ 10年後の指標を考える上で、現行の経営規模・粗収益等の達成は、実態上困難ではないか。スピードプレイヤー等の機械導入に必要な基盤整備の完了を前提にしていることも課題ではないか。
- ・ 模範的な経営の事例を出すのも一案であるが、これらを達成する農家はわずかであり、現実的な指標として、実現できる範囲の中で示していくべきではないか。

(4) 栽培に適する自然的条件に関する基準

- ・ 見直し案については、異議なし。
- ・ 地球温暖化に伴う影響にも配慮が必要ではないか。

〔照会先〕

生産局果樹花き課

企画班 中村・宮嶋

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

電話03-3502-8111（内3622）

直通03-3501-3081